

島根県建築物省エネ法関係適合性判定実施要綱

平成29年3月30日制定

令和3年3月5日改正

令和6年3月5日改正

令和7年3月14日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(軽微な変更の説明書等)

第2条 適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（規則第5条に規定する軽微な変更に限る。）をしたときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項又は同法第18条第21項の規定による完了検査を受けようとするとき、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（様式第1号の1、様式第1号の2、様式第1号の3）を建築主事又は建築副主事に提出するものとする。

2 前項の変更が様式第1号の2及び様式第1号の3に掲げる再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）であるときは、規則第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）を添付するものとする。

3 前項に規定する軽微変更該当証明書を求めようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第2号）の正本及び副本に、それぞれ規則第3条第1項に規定する図書及び当該計画の軽微な変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて知事に提出するものとする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を知事が行った場合においては、軽微変更該当証明申請書（様式第2号）の正本及び副本に、それぞれ規則第3条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添付するものとする。

4 知事は、前項の規定による軽微変更該当証明申請書の提出を受けた場合において、当該変更が規則第5条に規定する軽微な変更であると認められる場合は、軽微変更該当証明書（様式第3号）を建築主に交付するものとする。

(知事が定める用途)

第3条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）別表64の5項第1号ア（ア）に規

定する工場その他のこれに類するもので知事が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 倉庫
- (2) データセンター
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 水産物の増殖場若しくは養殖場
- (6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する用途のもの
(名義等変更届)

第4条 法第11条第3項又は法第12条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届(様式第4号)の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

(取下届)

第5条 法第11条第1項若しくは同条第2項の規定による計画書の提出をした者、法第12条第2項若しくは同条第3項の規定による通知をした者又は第2条第3項の規定による申請書を提出した者は、当該申請等を取り下げようとするときは、取下届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第6条 法、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類(高い開放性を有する部分を除いた延べ面積が2,000㎡以上の建築物に限る。)は、申請等に係る建築物の敷地を管轄する隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所の長を経由しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、適合性判定等の事務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号の1(要綱第2条関係)

(第一面)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書(住宅・仕様基準)

年 月 日

様

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合判定年月日・番号	年 月 日 第 号
4	変更の内容	
	☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
5	備 考	
(注意) (1)この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(以下「仕様基準」という。)」を用いた住宅の完了検査申請又は工事完了通知の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書又は工事完了通知書の第三面の別紙として添付してください。 (2)4欄の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 (3)仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁あるいは登録省エネ適合性判定機関による省エネ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。		受付欄

(第二面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

・変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる
☐ 断熱構造とする部分の変更 ☐ 外皮の断熱性能等の変更 ☐ 開口部の断熱性能等の変更 ☐ その他 ()
・上記 ☒ について具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「✓」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる	
☐ 暖房設備 変更内容記入欄	()
☐ 冷房設備 変更内容記入欄	()
☐ 全般換気設備 変更内容記入欄	()
☐ 照明設備 変更内容記入欄	()
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	()
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「✓」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

様式第1号の2（要綱第2条関係）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

年 月 日

様

申請者氏名

申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1 建築物等の名称				
2 建築物等の所在地				
3 省エネ適合判定年月日・番号	年	月	日	第 号
4 変更の内容				
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く）				
5 備考				
（注意） （1）この説明書は、完了検査申請又は工事完了通知の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書又は工事完了通知書の第三面の別紙として添付してください。 （2）4 欄には該当するチェックボックスに、「✓」を記入してください。 Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。				受付欄

(第二面)

【A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更】

・変更内容は、☒に該当する事項となる

- ☐ ① 外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更
- ☐ ② 通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐ ③ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記☒について具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「☒」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

【B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】

・変更前のB E I = () ≤ 1.0
・変更内容は、①または②に該当する変更となる
☐ ①床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
・変更前のU _A 値 = () ≤ () × 0.9、変更前のη _{AC} 値 = () ≤ () × 0.9
☐ ②外皮に係る変更で以下のいずれか
☐ 開口部の面積増加が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記☑について具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「✓」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

様式第1号の3（要綱第2条関係）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

様

申請者氏名

申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1 建築物等の名称				
2 建築物等の所在地				
3 省エネ適合判定年月日・番号	年	月	日	第 号
4 変更の内容				
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く）				
5 備考				
（注意） （1）この説明書は、完了検査申請又は工事完了通知の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書又は工事完了通知書の第三面の別紙として添付してください。 （2）4 欄には該当するチェックボックスに、「✓」を記入してください。 Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。				受付欄

(第二面)

【A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更】

・変更内容は、☒に該当する事項となる

- ☐ ① 建築物高さもしくは外周長の減少
- ☐ ② 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
- ☐ ③ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更含む）
- ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
- ☐ その他（ ）

・上記☒について具体的な変更の記載欄

・添付図書等

（注意）変更内容は、該当するもの全てに「✓」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

【B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】

・変更前のBEI = () ≤ () × 0.9

・変更となる設備の概要

☐ 空気調和設備

変更内容記入欄

☐ 機械換気設備

変更内容記入欄

☐ 照明設備

変更内容記入欄

☐ 給湯設備

変更内容記入欄

☐ 太陽光発電

変更内容記入欄

・添付図書等

(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てに「✓」を記入することとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

【空気調和設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更である変更。

(い) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

変更内容 ☐断熱材種類 ☐断熱材厚み
 変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ（方位 ）
 変更前・変更後の平均熱貫流率
 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

変更内容 ☐ガラス種類 ☐ブラインドの有無
 変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ（方位 ）
 変更前・変更後の平均熱貫流率
 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

平均熱源効率（冷房平均C O P）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
 変更前・変更後の平均熱源効率
 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

平均熱源効率（暖房平均C O P）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
 変更前・変更後の平均熱源効率
 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

（い） 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

【太陽光発電関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ()

変更後 システム容量の合計値 ()

変更前・変更後のシステム容量減少率 () %

(ろ) パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号 ()

パネル方位角 ☐ 30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 ☐ 10度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()

パネル方位角 ☐ 30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 ☐ 10度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()

パネル方位角 ☐ 30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 ☐ 10度を超えない変更 () 度変更

様式第2号（要綱第2条関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えて下さい。

様式第3号（要綱第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

様

島根県知事 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

名 義 等 変 更 届 年 月 日 島 根 県 知 事 様 届出者 住 所 氏 名 次のとおり建築主の名義等を変更したので届け出ます。			
1 通 知 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
2 変 更 後 の 住 所 氏 名		電話（ ） ー	
3 変 更 前 の 住 所 氏 名		電話（ ） ー	
4 理 由			
※ 受 付 欄			
※ 備 考		※ 処 理 欄	

注 ※印欄は、記入しないでください。

取 下 届

年 月 日

島 根 県 知 事 様

届出者 住 所
氏 名

次の申請等は、都合により取り下げたいので届け出ます。

1 申 請 者 の 住 所 氏 名	電話（ ） —		
2 敷 地 の 地 名 ・ 地 番			
3 建 築 物 の 用 途			
4 申 請 書 等 名 及 び 提 出 年 月 日	年 月 日		
※ 受 付 欄			
※ 処 理 欄			

注 ※印欄は、記入しないでください。